

◎佐賀県条例第17号

佐賀県立九千部学園条例を廃止する条例

佐賀県立九千部学園条例（昭和37年佐賀県条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の佐賀県立九千部学園条例第3条の規定は、この条例の施行の際現に納付されていない使用料等が納付されるまでの間は、なおその効力を有する。